

令和3年度第1回行橋市男女共同参画審議会

～目次～

1. はじめに…………… P. 1
2. 計画の体系…………… P. 2
3. 第3次プラン(後期計画)の令和2年度推進状況について… P. 3

《別紙》参考資料

令和3年9月 行橋市

1. はじめに

「行橋市男女共同参画を推進する条例」第22条に基づいて、第3次行橋市男女共同参画プラン(後期計画)の令和2年度実施事業について、各担当課に照会し、その報告をもとに【評価結果】【実施内容】【課題】にまとめました。

なお、報告の内容について、「行橋市男女共同参画審議会」の意見を付すことにより、今後の施策に反映させていき、施策の実現を目指します。

《参考》

※今までの本市における計画策定の状況は、下記のとおりです。

策定年	名称
平成11年(1999年)	第1次行橋市男女共同参画プラン(平成11年～16年)
平成17年(2005年)	第2次行橋市男女共同参画プラン(平成17年～26年)
平成26年(2014年)	第3次行橋市男女共同参画プラン(平成27年～36年)
令和元年(2019年)	第3次行橋市男女共同参画プラン(後期計画／令和2年～6年)

※スケジュール

時期(予定)	実施内容
令和3年8月～9月	庁内照会・とりまとめ
令和3年9月28日	第1回審議会《諮問》
令和3年10月	意見書作成及び《答申》
令和4年2月	第2回審議会(年次報告等)

2. 計画の体系

将来像	基本目標	施策の基本的方向	基本的施策
ともに支え 認め合い 誰もが活躍できるまち ゆくほし	I あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり P.3~5	1. 男女共同参画に関する意識の浸透 2. 男女共同参画教育の充実	(1) 広報・啓発活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画に関する調査・研修の充実 (1) 教育現場における男女共同参画の推進 (2) 個性と能力に応じた進路指導の促進
	II だれもが平等に参画できるまちづくり P.5~7	1. 地域社会における男女共同参画の促進 2. 政策方針決定過程への女性参画の拡充	(1) 男女共同参画の視点による安全・安心のまちづくり (2) 地域活動団体における男女共同参画の促進 (1) あらゆる場における女性の政策方針決定過程への参画拡充
	III 互いに自立し支え合う社会づくり P.7~10	1. ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり （行橋市女性活躍推進計画） 2. 男女共同参画の視点に立った労働条件の整備 （行橋市女性活躍推進計画） 3. 多様な人々への安全・安心な生活の支援	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) ともに担う育児・介護等の支援体制の充実 (1) 誰もが働きやすい労働条件の整備 (2) 女性への再就職支援体制の推進 (1) 高齢者・障害者への安全・安心な生活の支援 (2) 多様な人々への自立支援の充実
	IV 一人ひとりが認め合い尊重しあう環境づくり P.10~12	1. あらゆる人権侵害根絶への取り組み 2. DV対策の充実 （行橋市DV防止基本計画） 3. 生涯を通じた健康づくりの推進	(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策の充実 (2) 性暴力などの被害防止に向けた啓発 (1) DV防止のための教育・啓発の促進 (2) 相談体制の充実 (3) 被害者の自立支援の充実 (4) 推進体制の整備 (1) 生涯を通じた健康づくり支援
	計画の推進体制 P.12~13	(1) 拠点施設の充実 (2) 計画の進行管理 (3) 庁内の推進体制 (4) 男女共同参画に関する調査 (5) 男女共同参画に関する苦情	

3. 第3次プラン(後期計画)の令和2年度進捗状況について

(1) 評価基準について

各施策における令和2年度の実施状況について、下記の4段階で担当課が評価しました。

その評価に対して、次年度以降の取り組むべき課題を明らかにし、計画に沿った施策の実現に努めます。

- A: 計画に沿ってよくできた
- B: 計画に沿ってある程度できた
- C: 実施できなかった
 - C1 次年度以降は実施可能
 - C2 今後も実施不可能

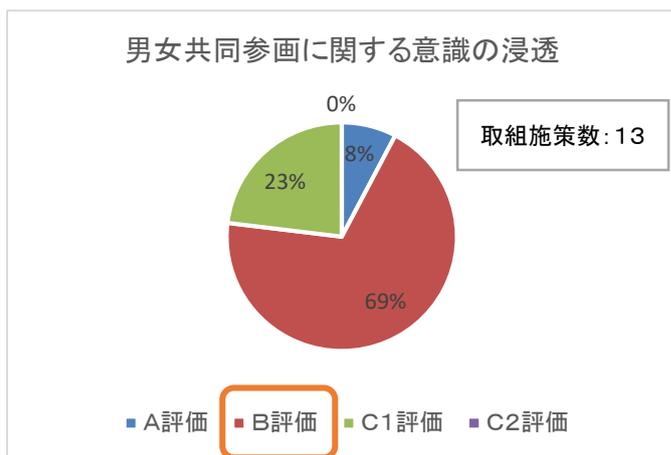
(2) 各基本目標(I～IV)の評価について

～基本目標 I あらゆる年代における男女共同参画の意識づくり～

固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な価値観や生き方が尊重されることが、様々な場における男女共同参画へとつながります。社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、次世代を担う子どもたちが自身の可能性や関心に沿った将来を選択できるよう、教育現場や生涯学習の場などで広報・啓発、また研修等を実施し、あらゆる年代において男女共同参画の意識づくりを推進します。

◆基本的方向①:「男女共同参画に関する意識の浸透」

【評価結果】



【実施内容】

〇6月の男女共同参画強化月間に合わせて毎年開催している、「る～ぷるフェスタ」はコロナ禍で中止となったが、センター情報誌“る～ぷる通信”の発行や、庁舎に懸垂幕を掲げ、市役所・各公民館・ウィズ行橋・コスメイト行橋にのぼりを設置し、広報・啓発を行った。

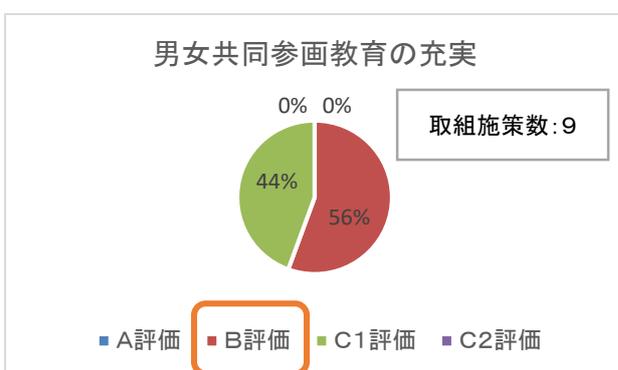
- 令和2年度から市内11校区の住民向けに出前講座を計画し、今元公民館で出前講座を1回実施した。また、コロナ禍で市民企画講座は実施できなかったが、エンパワーメント講座は2回実施し、35名(女性32名、男性3名)が参加した。
- 人権リーフレットを2回発行し、市報とともに全世帯に配布した。
- 公民館人権講座を3回開催した。
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別など、新たな人権問題を解消するために、ホームページに啓発記事を掲載した。

【課題】

- 行橋市男女共同参画センター(以下「当センター」)は、市内企業や事業者との交流や連携が希薄であり、現時点で情報提供は行えていない。今後は、企業立地課や商業観光課と連携しながら、企業との交流・連携の構築を行う。
- コロナ禍に左右されない、興味・関心が高い内容のオンライン講座を実施し、自宅等でも気軽に受講できる環境を整備する。申込方法にメールやQRコードを導入する。

◆基本的方向②:「男女共同参画教育の充実」

【評価結果】



【実施内容】

- コロナ禍で体験型授業の多くが中止されたが、オンライン等の工夫により、小中学校9年間を見通したキャリア教育の推進を図った。また、社会的・職業的自立を目指し、発達に応じた指導を行った。(コミュニケーション能力の向上指導、1/2成人式、職業体験等)
- 保護者に対する家庭での男女共同参画や人権尊重意識を高めることができる啓発情報について、学校を通じて提供した。
- 教職員に対し、福岡県主催のワーク・ライフ・バランスセミナーのチラシを配布し、学校教育の場面では、人権教育や道徳教育において、児童生徒の男女共同参画に対する意識づくりを行っている。
- コロナ禍のため参加者数を抑制しながら、教職員を対象に人権研修や人権講演会を実施して、人権意識の高揚を図った。

【課題】

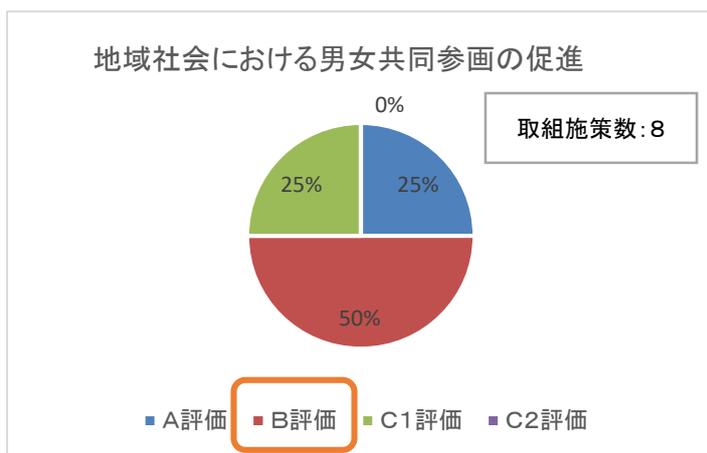
- 保育士や幼稚園教諭向けの研修は未実施のため、当センター主催の講座等について市内保育施設や幼稚園にも情報提供を行っていく。
- 教職員対象の研修やPTA活動の勉強会などへ男女共同参画のテーマを紹介し、継続して情報提供を行う必要がある。

～基本目標Ⅱ だれもが平等に参画できるまちづくり～

市政や地域活動など、様々な場において多様な視点や立場からの意見が反映されるように、政策方針決定過程へ性別にかかわらず、誰もが平等に参画できるまちづくりを目指します。指導的立場にある女性リーダーの育成や、地域・事業者などへの情報提供や啓発を通じた女性の登用促進に取り組みます。また、多様化するニーズを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を行います。

◆基本的方向①:「地域社会における男女共同参画の促進」

【評価結果】



【実施内容】

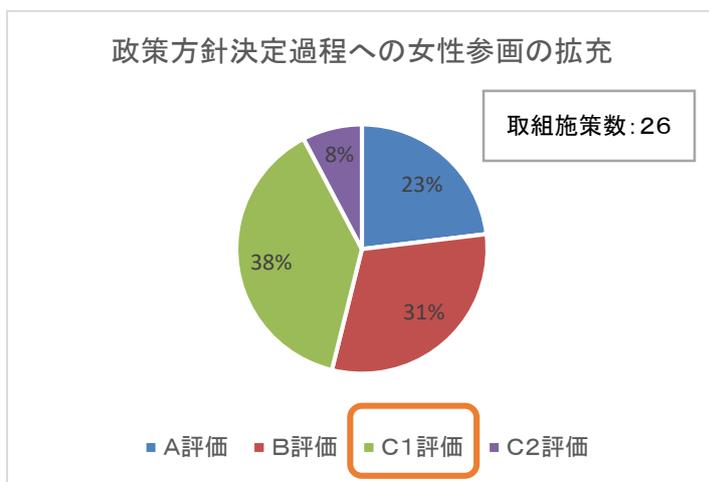
- 避難所運営マニュアル作成時に女性参画を取り入れるように考慮し、また避難所の担当職員に女性職員を配置して、女性の避難者への対応を図った。
- コロナ禍で開催が困難な中、各地域の防災組織、いきいきサロン、視覚障がい者グループ、幼稚園、女性団体等に対し防災講話を10件行い、啓発を図った。
- 当センターの登録8団体による会議を毎月1回開催している。特に、6月の男女共同参画強化月間に開催している「る～ぷるフェスタ」に向け、8団体が協力し企画から運営までを担い、連携を図っている。活動の際のセンター内研修室の使用は無料とし、中心的団体である行橋男女共同参画ネットには活動費用の一部に対し補助金を支出し、活動を支援している。
- 新任区長研修会で、自治会活動における女性参画について、広報及び啓発を行った。

【課題】

- 当センターの各登録団体加入者の高齢化、新規登録団体が無い状況にある。登録団体のメリット(研修室の利用無料等)を周知し、地域活動をされている団体の取り込みが必要である。
- 自治会の会合に参加した女性が希望していないにもかかわらず、役員就任を強要される事例が発生した。本人の意思にも配慮しながら、登用を推進していく。

◆基本的方向②:「政策方針決定過程への女性参画の拡充」

【評価結果】



【実施内容】

- 審議会等の女性委員の割合は、市全体平均では40%に達していない。委員改選時に1名でも女性が増えるように、各所管課で推薦団体に随時働きかけを行っている。
- 「地域のリーダーを目指す女性応援研修」や「日本女性会議」について、平成28年度以降参加者がいない。令和2年度では、福岡県主催の「女性のための災害対応向上研修(オンライン開催)」に当センター登録団体の行橋男女共同参画ネットから4名、市民等3名からの申込みがあり、研修を受講した。
- 6月の男女共同参画強化月間に合わせて、女性人材バンクの登録について市報に掲載した。

【課題】

- 専門的知見が問われる委員会等において、女性の委員候補が少ない状況にあるが、女性登用の協力を推薦団体に対し引き続き働きかけを行っていく。
- 庁内において、女性人材バンクの周知が十分にできていないため、頻度を増やして積極的にPRする。

	目標 (令和6年度)	実績 (令和2年度)
市の審議会等における 女性委員の割合	40%	(令和3年4月1日時点) 26.8% (令和2年4月1日時点 22.0%)
男女共同参画センター 登録団体数	15団体	9団体(うち1団体休会中) (令和元年1月1日現在: 10団体)
市職員のうち女性管理 職の割合	15%	(令和3年4月1日時点) 11.5% (令和2年4月1日時点 11.9%)
市職員男性の育児休業 取得率	15%	0% (令和元年度 6.7%)

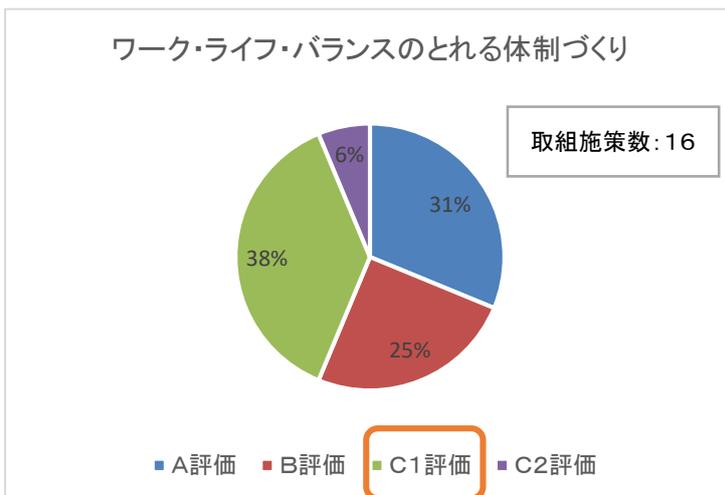
令和3年4月の人事異動
に向けて、新たに部長級1
名、課長級1名、係長級2名
の女性職員を登用した。

～基本目標Ⅲ 互いに自立し支えあう社会づくり～

誰もが自身の個性と能力を活かし、活躍できる社会の実現には、お互いに協力し、支え合う体制づくりが必要不可欠です。家庭生活、仕事、地域活動や個人の時間の両立を目指し、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・介護支援の充実、労働環境の整備促進などを行います。また、高齢者や障がい者など、より困難な立場に置かれやすい人々への安全・安心な生活の支援を行います。

◆基本的方向①:「ワーク・ライフ・バランスのとれる体制づくり」

【評価結果】



【実施内容】

○当センターにて、市民向け(主に男性向け)の家事参加・子育て講座を1回開催し、18名(女性15名、男性3名)が参加した。事業者向けセミナーはコロナ禍のため実施できなかった。

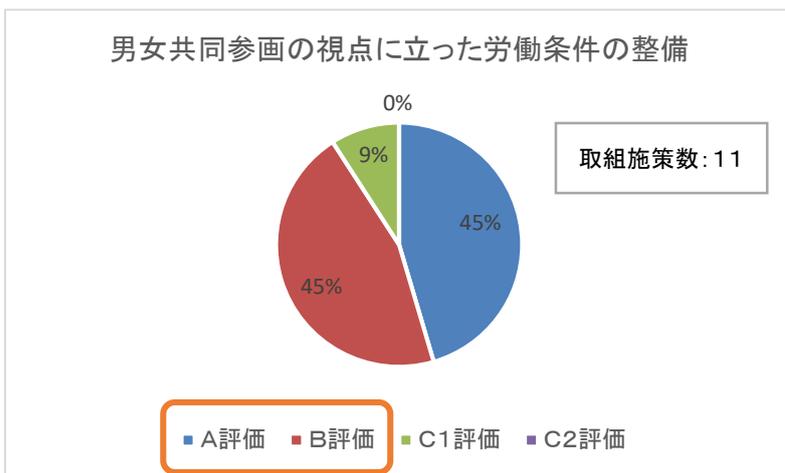
- 子育て支援センターにて、サークルや子育て講座(親子エアロ・わらべうた・人形劇等)を実施した。また、市役所窓口や子育て支援センターでは常時相談を受け付けており、必要時には関係機関へ繋いでいる。
- 介護教室の開催や「高齢者相談支援センター」の整備による、相談窓口の充実を実施した。
- コロナ禍で開催数は減ったが、市民大学講座や地域ボランティア養成講座、その他公民館講座において、市民の生涯学習活動の充実を図った。
- 小中学校の教職員の超過勤務の縮減として、定時退校日や部活ガイドラインを設定し、働き方改革の意識づくりの取り組みを進めた。また、校務支援システムの導入による業務軽減を図った。
- 当センター主催の講座には、全て利用無料の託児ボランティアを配置した。
- 子育て支援センターにて、託児を行うボランティアグループへの支援を行っている。支援センターには保育士が配置されており、育児等についての専門的アドバイス等を実施した。また、乳幼児健診や各教室棟に託児ボランティアを配置している。

【課題】

- 各種講座において、コロナ禍でも開催可能な講座(オンライン講座を含む)を設定し、広報や申込方法(メールやQRコード)を工夫して、より幅広い年齢層が参加しやすい環境を整備する。
- 育児、介護等における支援体制のニーズについて、イベント等の参加者からの聞き取りやアンケートを実施し把握する必要がある。

◆基本的方向②:「男女共同参画の視点に立った労働条件の整備」

【評価結果】



【実施内容】

- 企業立地課内に雇用・労働相談窓口を設置し、令和2年度は6件(窓口4件、電話2件)の相談があった。また、県北九州労働者支援事業所との共催で、月1回出張労働相談を実施した。その他、県委託事業の若者サポートステーションによる出張労働相談を月3回程度実施している。

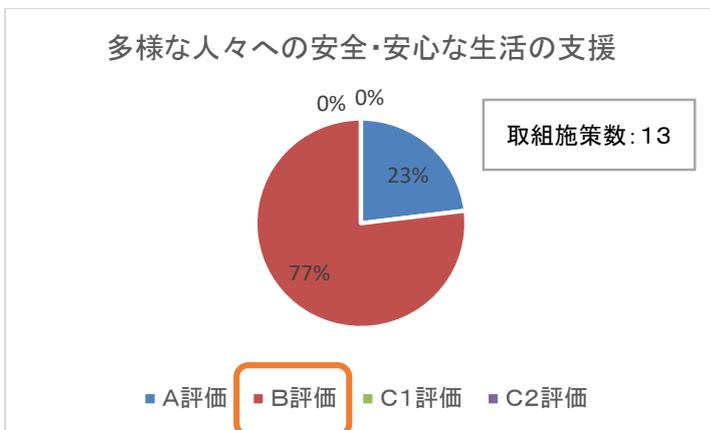
- 行橋商工会議所等を通じた、啓発活動(研修会案内への事業協力や男女共同参画関連チラシの配架及び参加会員への配布)を実施した。
- 福岡県子育て女性就職支援センターと連携を図りながら、月1回の出張相談(令和2年度実績:相談2件)や就職サポートセミナー(令和2年度実績:就活お役立ちワンポイントセミナー、参加者10名)等を開催するとともに、令和2年度は医療事務講座(医科3級・講座回数19回)を実施し、13名が参加し、12名が修了した。
- 再就職支援事業として、市主催の合同就職説明会を実施し、令和2年度は延べ47名が来場し、2名(うち1名女性)の採用に至った。

【課題】

- 就職活動に必要なスキルアップ講座(履歴書の書き方等)といった当センター主催の講座の種類を増やすことを検討し、若年層を取り込むためにメールやQRコードを活用した申込方法を導入する。
- 相談窓口の周知を徹底し、引き続き国・県の機関との連携を密にする。

◆基本的方向③:「多様な人々への安全・安心な生活の支援」

【評価結果】



【実施内容】

- 地域支援事業による高齢者への自立支援、緊急通報システム・老人福祉電話の整備支援、食の自立支援、シルバー人材センター等の活用による就労の場の確保等を実施した。
- 地域福祉計画に基づき、高齢者や障がい者等の生活を支援するための民生委員の確保と活動の啓発を実施した。
- 行橋市成年後見センター、行橋市障がい者等機関相談支援センター、ゆくはし相談センターを総合福祉センター内に設置し、各機関が連携しやすい環境を整備した。また、社会福祉法人連絡会により地域の相談体制を充実させた。
- 療育・医療機関等の各関係機関と情報を共有・連携をしながら、様々なケースの相談に対応した。

○母子・父子自立支援員を配置し、各種会議や研修会に参加し、相談員の質の向上を図り、自立支援に向けて相談対応を行った。

○日本語教室に対しての支援を実施した。令和2年度は在住外国人を対象に、ゴミの分別や交通ルール等について生活講習会を実施した。

【課題】

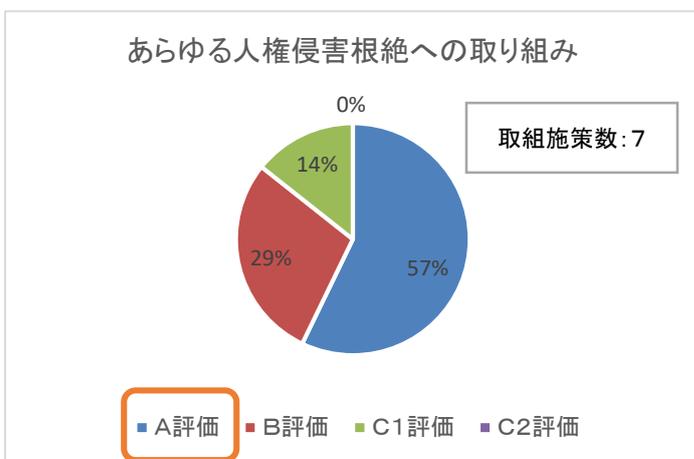
○住民のニーズがより多様化しているため、既存サービスの質の向上や支援体制の連携強化が必要である。

～基本目標Ⅳ 一人ひとりが認め合い尊重しあう環境づくり～

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合うことが重要です。ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントなどの人権侵害根絶に向け、人権教育・啓発の推進や相談体制の充実などに取り組めます。また、生涯を通じた健康支援により、心身ともに安心して暮らすことができる環境づくりを行います。

◆基本的方向①:「あらゆる人権侵害根絶への取り組み」

【評価結果】



【実施内容】

○11月の女性に対する暴力をなくす運動期間内に、県内男女共同参画センター共同 DV 防止街頭キャンペーンとして、人権政策課、婦人相談員、行橋警察署との連携により、広報・啓発を行った。

○人権政策課において、DV等のハラスメント防止を掲載した人権リーフレットを作成し、窓口に設置している。また相談窓口の情報についても、市報やホームページを通して啓発を行っている。

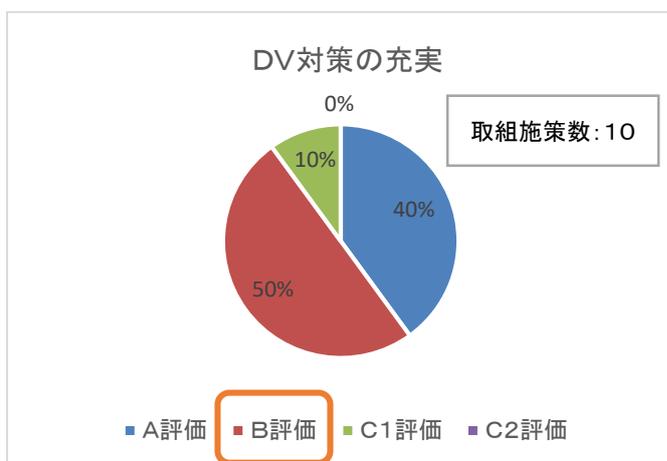
○不祥事防止の校長研修会を通して、セクシャル・ハラスメントの防止についての研修を実施し、教職員に対して周知徹底を図った。

【課題】

- コロナ禍のため、市内企業や事業者向け、市職員向けの研修が実施できなかった。今までの参加者のアンケート結果を参考に、有意義な研修内容を決定していきたい。
- 市内高校においても、デートDV防止の出前講座を実施する。(中学校では例年1校にて実施しているが、令和2年度はコロナ禍で実施できなかった。)

◆基本的方向②:「DV対策の充実」

【評価結果】



【実施内容】

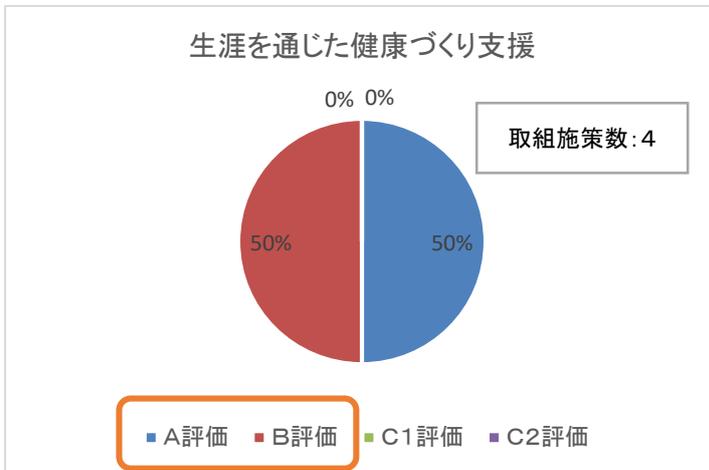
- 11月のDV防止週間において、啓発物品を市内商業施設にて市民に配布し、DV相談窓口の周知等の啓発活動を行った。また、市職員や小中学校の教職員を対象とした、DV被害者支援研修会を実施した。
- 中学生に対する、人権尊重の意識とデートDV防止に向けての理解を深めるため、福岡県等が作成した冊子等を中学生に配布し、研修会による啓発を実施した。
- 2名の婦人相談員が県主催の女性相談員研修等に積極的に参加し、相談員としての資質向上に努めた。また、行橋警察署や福岡県児童相談所、京築保健福祉環境事務所等と連携し、相談者に対応している。
- DV庁内連絡会議を年1回開催し、関係各課との情報共有や連携強化に努めている。

【課題】

- 引き続き、11月のDV防止週間において、DV相談窓口の周知徹底を図る。
- 中学生と高校生を対象とした、デートDV防止の啓発活動を継続して行うことが重要である。
- 困難な案件には関係機関との連携が不可欠なため、相談員の資質の向上を図りながら、より一層の連携強化体制を構築していく。

◆基本的方向③:「生涯を通じた健康づくりの推進」

【評価結果】



【実施内容】

- 特定健診(令和2年度実績:受診率33.8%)や歯周病健診等を実施した。健診の結果により、生活習慣病予防や重症化予防のために保健指導を実施した(令和2年度実績:参加率43.1%)。コロナ禍のためか健診受診率は低下している。
- 乳幼児健診や発達相談、育児支援教室等を行い疾病の予防・早期発見、発達の気になる子どもへの支援等を行っている。
- 市民大学講座において、「健康」をテーマにしたコースを設け、様々な健康問題についての講座を企画し、コロナ禍により開催回数を減らして実施した。
- 中学1年生に対し、保健の授業の中で性教育について取り組んだ。また各小学校において、規範意識育成事業のひとつとして、性教育に取り組んだ。

【課題】

- 各年齢層に応じたより有意義な講座や授業内容を提供し、事業計画に沿いながら継続して行うことが必要である。

～計画の推進体制～

市民や各種団体および事業者との連携のもと、庁内の推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握および審査会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していきます。

【実施内容】

- 審議会(書面開催)を1回開催し、第3次行橋市男女共同参画プラン(後期計画)について概要説明を行った。
- 育児や家庭の事情による業務調整や、性別によらず個人の適正に応じた職務決定により、職場環境の整備に努めている。

- 職員については個人の意欲・能力に応じ業務の内容等決定している。また、ジョブ・ローテーションによる職員の育成に努めている。研修の参加機会についても、偏りがないう配慮している。
- 市報・ホームページ等の表現について、固定概念で男女の性別分担や性別意識を助長することがないような表現の使用に努めた。

【課題】

- 「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の開催には至っておらず、各課担当者との連携に留まっている。引き続き、開催について検討していく。